

## 食品安全委員会（第581回会合）議事概要

日 時：平成27年10月20日（火） 14：00～15：11  
場 所：食品安全委員会大会議室  
出席者：佐藤委員長ほか6名出席  
傍聴者：報道6名、行政機関9名、一般3名

### 議事概要

#### （1）河野内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）挨拶

→河野内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から挨拶が行われた。

#### （2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「1, 3-ジクロロプロペン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ヘキサコナゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「メパニピリム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「1, 3-ジクロロプロペンの一日摂取許容量を0.02 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を0.2 mg/kg 体重と設定する。」

「ヘキサコナゾールの一日摂取許容量を0.0047 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を0.25 mg/kg 体重と設定する。」

「メパニピリムの一日摂取許容量を0.073 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を4 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

#### （3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・プリオン 1案件  
飼料用ゼラチン及びコラーゲンに関する規制の見直しについて

→農林水産省から説明。

本件については、プリオン専門調査会において審議することとなった。

#### ・農薬 6品目

- |             |                |
|-------------|----------------|
| [1] クレトジム   | [4] ピリオフェノン    |
| [2] シメコナゾール | [5] プロヒドロジャスモン |
| [3] ニテンピラム  | [6] プロフェノホス    |

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

今回評価要請のあった農薬6品目については、全て農薬専門調査会で調査審議することとなった。

- ・農薬及び動物用医薬品 1品目  
フィプロニル

→厚生労働省から説明。

農薬及び動物用医薬品「フィプロニル」については、農薬専門調査会に調査審議させることとし、同調査会における審議結果が本委員会に報告された際に、動物用医薬品専門調査会において審議を行うかどうかを検討して決定することとなった。

- ・肥料・飼料等 1案件  
普通肥料の公定規格の改正について

→農林水産省から説明。

本件については、既に使用が認められている特殊肥料及び普通肥料を、既に公定規格が定められ一般的に流通している普通肥料の原料として混合し、当該混合物を造粒若しくは成形したものの使用を認めるものである。当品目は、現在ほ場において、他の当該普通肥料の原料と混ぜて使用されている実態と比べても人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものとされた。